

【伊賀市会計年度任用職員（通訳業務員）募集要項】

【募集職種・採用予定人数】

通訳業務員 1 名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

【主な職務内容】

通訳業務（1歳6か月児健診・3歳児健診、保護者面談等）

翻訳業務、電話対応業務

その他、こどもの育ち支援課に関する業務の補助

【勤務地】

伊賀市役所本庁舎（伊賀市四十九町 3184 番地） こどもの育ち支援課

※勤務所属は機構改革等により変更する場合があります。

【勤務条件など】

◆勤務時間

9 時 00 分から 17 時 00 分まで（60 分休憩）

1 日 7 時間以内週 5 日勤務

※始終業時間については、相談に応じます。

◆報酬等

月額 180,947 円（1 日 7 時間週 5 日勤務の場合）

※報酬月額は、民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して改定を行うことがあります。

※通勤手当相当額は通勤距離等に応じて支給します。

※期末・勤勉手当は一定の要件を満たした場合に支給します。

※その他時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当相当額を常勤職員に準じて支給します。

◆任用期間

一会計年度内（令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）とします。

（任用後 1 カ月間は条件付採用期間です。）

※任期満了後、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。

◆年次有給休暇

10 日以内（任用期間や勤務日数に応じて付与します。）

◆社会保険など

共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数や勤務時間によっては、加入しない場合があります。）

【必要資格等】

ポルトガル語・スペイン語の両方の通訳・翻訳ができること。

日本語はネイティブレベルであること。

外国籍の場合は、就労可能な在留資格を取得していること。

基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができること。

普通自動車運転免許

【欠格事項】

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 伊賀市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- 3 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 4 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日時、会場など】

日時、会場は応募された方に後日お知らせします。

【試験内容】

面接による選考試験

【提出書類等】

◆提出書類

令和 7 年度伊賀市会計年度職員採用選考申込書 1 通

※申込書はこどもの育ち支援課にご連絡いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

◆受付期間

申込の受付は、令和7年5月7日（水）から随時受付

提出書類をこどもの育ち支援課に直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。

郵送による申し込みも受け付けています。

採用試験は随時行い、採用予定者が定員に達した時点で受付を終了します。

【注意事項】

- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- ・任用の開始にあたっては、予算の可決・成立が条件となりますので、選考に合格の上採用を決定した場合でも、予算の成立状況により採用されないことがあります。
- ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、それらの定めるところによります。

【その他】

- (1) 合格者は採用候補者として名簿に登載され、必要に応じて順次採用決定します（名簿登載期間は通知の日から6ヶ月です。）。したがって、選考に合格しても採用されない場合があります。
- (2) 採用決定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- (3) 会計年度任用職員は、一般職地方公務員として地方公務員法における服務に関する各規定が適用されます。
- (4) 短時間勤務会計年度任用職員は地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等の制限（いわゆる副業の制限）が適用されませんが、職務の公正を確保する観点及び勤務時間の管理の必要性から、採用される場合で営利企業への従事等をされる方には届出書の提出を求めます。
- (5) 会計年度任用職員は、常勤の職員と同様に人事評価の対象となります。評価結果は、次年度における再度の任用の際の判断要素として活用します。

【申込先・問い合わせ先】

健康福祉部 こどもの育ち支援課

Tel：0595-22-9609

伊賀市四十九町 3184 番地